

# 埼玉県報



埼玉県発行

## 目次

### 告示

- 一 〇特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告 (南部振興)
- 二 〇特定非営利活動法人の設立に係る公告 (川越比企振興)
- 二 〇特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告 (利根振興)
- 二 〇県立自然公園の公園計画の決定に係る告示 (自然環境課)
- 三 〇県立自然公園の公園事業の決定に係る告示 ( )
- 三 〇草加都市計画生産緑地地区の変更 (みどり再生推進室)
- 三 〇大規模小売店舗の変更に關する公告 (商業支援課)
- 四 〇大規模小売店舗の新設に關する公告 ( )
- 五 〇川里中央土地改良区の役員退任届 (さいたま農林)
- 五 〇団体営土地改良事業鴻茅地区(基盤整備事業)の工事完了報告 (加須農林)

- 五 〇測量法に基づく公共測量の終了 (用地課)
- 五 〇測量法に基づく基本測量の実施 ( )
- 五 〇都市計画事業の事業認可 (道路街路課)
- 五 〇雨水流出抑制施設の告示 (河川砂防課)
- 五 〇蓮田都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの縦覧 (都市計画課)
- 五 〇志木都市計画高度地区の決定に係る図書の写しの縦覧 ( )
- 六 〇富士見都市計画高度地区の決定に係る図書の写しの縦覧 ( )
- 六 〇開発行為に關する工事の完了公告 (建築指導課)
- 六 〇建築基準法に基づく一団地等の建築物の許可 ( )
- 六 〇開発行為に關する工事の完了公告 ( )

- 六 〇開発行為に關する工事の完了公告 (建築指導課)
- 七 〇警察ネットワーク接続用端末装置等の賃貸借に係る落札者の公示 (会計課)
- 七 〇県道川越所沢線の区域の変更 (川越県土)
- 七 〇県道川越所沢線の供用の開始 ( )
- 八 〇県道中新田入間川線の区域の変更 ( )
- 八 〇県道川越日高線の区域の変更 (飯能県土)
- 九 〇県道川越日高線の供用の開始 ( )
- 九 〇開発行為に關する工事の完了公告 ( )
- 一〇 〇 (東松山県土)
- 一〇 〇 ( )
- 一〇 〇 ( )
- 一〇 〇 ( )

- 一〇 〇県道秩父荒川線の供用の開始 (秩父県土)
- 一一 〇 〇開発行為に關する工事の完了公告 (行田県土)
- 一一 〇 〇県道蓮田白岡久喜線の区域の変更 (杉戸県土)
- 一二 〇 〇県道幸手久喜線の区域の変更 ( )
- 一二 〇 〇灯油の購入(二月・三分)に關する一般競争入札公告 (経営管理課)
- 一四 〇 〇埼玉県教育委員会定例会の招集 (教委・総務課)
- 一四 〇 〇監査結果の公表 (監査第一課)
- 一八 〇 〇措置通知の公表 ( )
- 二二 〇 〇監査結果の公表 (監査第二課)
- 二二 〇 〇措置通知の公表 ( )
- 二三 〇 〇正誤
- 二三 〇 〇越谷県土整備事務所長告示第八号目次中訂正 (文書課)
- 二三 〇 〇越谷県土整備事務所長告示第八号中訂正 (越谷県土)

## 告示

### 埼玉県告示第六百六十二号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により

定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において

準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款を申請のあった日から二週間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県南部地域振興センターにおいて備え置く方法並びに

インターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.saitamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

平成二十年十二月十二日

埼玉県知事 上田 清司

一 申請のあった年月日

平成二十年十一月二十八日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人埼玉高齢者・障害者福祉推進機構

三 代表者の氏名

戸井田 充生

四 主たる事務所の所在地

埼玉県蕨市塚越五丁目四番一七号協和ビル二階

五 定款に記載された目的

この法人は、高齢者・障害者に対して、活動の場を提供し、その活動を推進・サポートすることを目的とする。

埼玉県告示第千六百六十三号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生

活部NPO活動推進課及び埼玉県南部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.saitamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

平成二十年十二月十二日

埼玉県知事 上田 清司

一 申請のあった年月日

平成二十年十一月二十一日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人相続支援センター

一かわぐち相談室

三 代表者の氏名

増田 彰

四 主たる事務所の所在地

埼玉県川口市幸町一丁目一番二八号

五 定款に記載された目的

岩瀬マンション一〇二号室

この法人は、現在の高齢化社会において、相続に関する様々な疑問や不安、悩みに対し、問題解決への助言及び支援活動を行い、すべての人々が安心して過ごせる地域社会に向け、生活と財産に関する権利擁護、環境整備に寄与することを目的とする。

埼玉県告示第千六百六十四号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定

非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生

活部NPO活動推進課及び埼玉県川越比企地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.saitamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

平成二十年十二月十二日

埼玉県知事 上田 清司

一 申請のあった年月日

平成二十年十一月二十七日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 川越きもの散歩

三 代表者の氏名

藤井 美登利

四 主たる事務所の所在地

埼玉県川越市松江町二丁目十一番地

五 定款に記載された目的

十一(リズ川越千八百号室)

この法人は、広く一般市民に対し「きもの」を身近な暮らしに取り戻し、その価値を再発見し次世代につないでいく啓発活動を行い、自分たちの文化に誇りをもち、豊かな社会生活に寄与す

ることを目的とする。

埼玉県告示第千六百六十五号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県利根地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.saitamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

平成二十年十二月十二日

埼玉県知事 上田 清司

一 申請のあった年月日

平成二十年十二月四日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人さんわ

三 代表者の氏名

小野 正利

四 主たる事務所の所在地

埼玉県北葛飾郡鷺宮町鷺宮二丁目七番十七号

五 定款に記載された目的  
この法人は、高齢者及び障害者の方々に対して、介護保険法に基づく居宅サービスや障害者自立支援法に基づ

く障害福祉サービス等、総合的な福祉サービスをを行い、地域福祉の増進に寄与することを目的とする。

埼玉県告示第千六百六十六号

埼玉県立自然公園条例(昭和三十三年埼玉県条例第十五号)第六条第一項の規定により、埼玉県立長瀬玉淀自然公園の公園計画の一部を決定したので、同条第二項の規定により、その概要を次のとおり告示する。

その関係図書は、埼玉県環境部自然環境課及び埼玉県秩父環境管理事務所並びに長瀬町役場において一般の縦覧に供する。

平成二十年十二月十二日

埼玉県知事 上田清司

施設の種類	位 置
園 地	埼玉県秩父郡長瀬町大字長瀬地内の一部

埼玉県告示第千六百六十七号

埼玉県立自然公園条例(昭和三十三年埼玉県条例第十五号)第六条第一項の規定により、埼玉県立長瀬玉淀自然公園の公園事業の一部を決定したので、同条第二項の規定により、その概要を次のとおり告示する。

その関係図書は、埼玉県環境部自然環境課及び埼玉県秩父環境管理事務所並びに長瀬町役場において一般の縦覧に供する。

平成二十年十二月十二日

埼玉県知事 上田清司

事業の種類(名称)	事 業 地
園 地(四季の丘)	埼玉県秩父郡長瀬町大字長瀬地内の一部

埼玉県告示第千六百六十八号

八潮市から草加都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用す

る同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり再生推進室において縦覧に供する。

平成二十年十二月十二日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第千六百六十九号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十年十二月十二日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ザ・プライス川口店

川口市栄町三丁目九十一番地

ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称

(変更前) 株式会社イトーヨーカ堂川口駅前店

(変更後) ザ・プライス川口店

ハ 変更年月日

平成二十年十一月十四日

ニ 届出年月日

平成二十年十一月二十五日

二 縦覧期間

平成二十年十二月十二日から平成二十一年四月十三日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県南部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺

の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に  
対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十年十二月十二日から平成二十一年四月十三日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

### 埼玉県告示第六百七十号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定による届  
出の概要等について、同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとお  
り縦覧に供する。

平成二十年十二月十二日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称)ワンダーグー本庄店、(仮称)ハードオフ本庄店

本庄市寿三丁目三百十八番一他

ロ 大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の

氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

大規模小売店舗の設置者

昭利リース株式会社 代表取締役社長 渡邊 眞也

東京都新宿区四谷三丁目十二番地

株式会社ワンダーコーポレーション 代表取締役社長 宇津木 雅美

茨城県つくば市西大橋五百九十九番地一

大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社ワンダーコーポレーション 代表取締役社長 宇津木 雅美

茨城県つくば市西大橋五百九十九番地一

株式会社ハードオフコーポレーション 代表取締役会長兼社長 山本 善政

新潟県新発田市新栄町三丁目一番十三号

ハ 大規模小売店舗の新設をする日

平成二十一年七月三十日

二 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

三千六百三十七平方メートル

ホ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 合計 一七六台

駐輪場の位置及び収容台数

駐輪場一(三) 位置 図面省略 収容台数 合計 一一五台

荷さばき施設の位置及び面積

位置 図面省略 四五平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 図面省略 容量 一八立方メートル

ヘ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前十時から翌午前〇時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前九時三十分から翌午前〇時三十分

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

位置 図面省略 出入口 合計 五箇所

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午前九時三十分

ト 届出年月日

平成二十年十一月二十八日

二 縦覧期間

平成二十年十二月十二日から平成二十一年四月十三日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県北部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺  
の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に  
対し、意見書の提出により、これを述べるることができる。

イ 意見書提出期間



平成二十年十二月十二日から平成二十一年四月十三日まで  
意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県告示第六百七十一号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、川里中央土地改良区から当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十年十二月十二日

職名 氏名 住 所  
理事 竹内茂男 鴻巣市屈巢二八〇四番地

埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第六百七十二号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第一百三十二条の第二項の規定により、騎西町長から次の土地改良事業の工事を完了した旨の届出があった。

平成二十年十二月十二日

- 一 事業 団体営土地改良事業  
(団体営基盤整備促進事業)
- 二 地区 鴻巣地区
- 三 工事を完了日  
平成二十年三月二十六日

測量)は、平成二十年十一月二十八日終了した旨測量計画機関の長であるさいたま市長職務代理者さいたま市副市長小宮義夫から通知を受けたので、測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十年十二月十二日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第六百七十三号

平成二十年埼玉県告示第千二百三十九号で公示した公共測量(三級基準点復旧

埼玉県告示第六百七十四号

国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十年十二月十二日

埼玉県知事 上田清司

- 一 作業種別  
基本測量(基盤地図情報整備作業)
- 二 作業期間  
平成二十一年一月九日から平成二十一年三月二十七日まで
- 三 作業地域  
羽生市地内

埼玉県告示第六百七十五号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定により、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十年十二月十二日

埼玉県知事 上田清司

- 一 施行者の名称  
さいたま市
- 二 都市計画事業の種類及び名称  
さいたま都市計画道路路事業三・四・百十四号 水川緑道西通線
- 三 事業施行期間  
平成二十年十二月十二日から平成二十一年三月三十一日まで
- 四 事業地  
イ 収用の部分  
埼玉県さいたま市大宮区吉敷町一丁目、下町二丁目、三丁目、仲町二丁目、三丁目、大門町二丁目及び三丁目

丁目地内

口 使用の部分  
なし

埼玉県告示第六百七十六号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設定等に関する条例(平成十八年埼玉県条例第二十号)第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認められたので、告示する。

平成二十年十二月十二日

埼玉県知事 上田清司

- 一 許可番号  
第二〇〇七―八〇―〇号
- 二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域  
熊谷市小島字高根四―一番地他四筆
- 三 雨水流出抑制施設の容量  
一七六・四立方メートル

埼玉県告示第六百七十七号

菖蒲町から蓮田都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十年十二月十二日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第千六百七十八号

志木市から志木都市計画高度地区の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十年十二月十二日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第千六百七十九号

三芳町から富士見都市計画高度地区の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十年十二月十二日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第千六百八十号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十年十二月十二日

埼玉県知事 上田清司

一 許可番号

平成二十年十一月十三日

指令行整第二〇〇〇二二二二号

二 検査済証番号

平成二十年十二月四日第六十三号

三 開発区域に含まれる地域の名称

北埼玉郡大利根町大字新井新田字八幡脇四三―三、四四―三、四五―六、四八―五、五〇―五、五二―三、五三―五、五四―六

四 (第一工区)

開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪府大東市氷野二丁目三番七号

ニッポー株式会社

代表取締役 内田 雅典

埼玉県告示第千六百八十二号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十年十二月十二日

埼玉県知事 上田清司

一 許可番号

平成二十年十一月二十一日

指令杉整第二〇〇〇八四一号

二 検査済証番号

平成二十年十二月八日第六十四号

三 開発区域に含まれる地域の名称

北葛飾郡杉戸町大字杉戸字上杉戸四五番一、四五六番一、四五七番一、四四八番、五二三番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

幸手市大字上高野一九〇九番地株式会社 三邑商事

代表取締役 山本 浩一

埼玉県告示第千六百八十三号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十年十二月十二日

埼玉県知事 上田清司

一 許可番号

平成二十年八月二十九日

指令杉整第二〇〇〇六三〇号

二 検査済証番号

平成二十年十二月九日第六十五号

三 開発区域に含まれる地域の名称

北葛飾郡鷺宮町大字西大輪字上古川一八八八―一、一八八八―二、一八八八―一〇、一八八八―一一、一八八八―一一、一八八九―三、一八八九―五、一八九五―二、一九〇六

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

北葛飾郡鷺宮町大字西大輪一五九八―一

一 有限会社 美登ハウジング

代表取締役 山中 美登留

代表取締役 山中 美登留

許可番号	許可年月日	対象区域	公告に係る対象区域等を縦覧に供する場所
建指第六号	平成二十年十二月五日	埼玉県戸田市下前一丁目七十一番一	建築指導課 さいたま県土整備事務所

埼玉県告示第千六百八十四号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十年十二月十二日  
埼玉県知事 上田清司

- |             |                          |                           |                                |
|-------------|--------------------------|---------------------------|--------------------------------|
| 1 購入等件名及び数量 | 警察ネットワーク接続用端末装置等の貸借一式    | 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 | 埼玉県警察本部総務部財務局会計課 埼玉県さいたま市浦和区高調 |
| 3 砂3丁目15番1号 | 落札者を決定した日<br>平成20年10月24日 | 4 落札者の氏名及び住所              | 日本電子計算機株式会社 東京都千代田区丸の内3丁目4番1号  |
| 5 落札金額      | 240,786,000円             | 6 契約の相手方を決定した手続           | 一般競争入札                         |
|             |                          | 7 入札の公告を行った日              | 平成20年9月12日                     |

埼玉県川越県土整備事務所長告示第六十一号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十年十二月十二日から三十日間埼玉県県土整備部道路課境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年十二月十二日

- 埼玉県川越県土整備事務所長 大石正孝
- 道路の種類 県道
  - 路 線 名 川越所沢線
  - 道路の区域

旧新別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
旧 A	川越市大字今福字山田五七〇番一地从先から 川越市大字今福字風切五四〇番地先まで	九・一〇 一三・五〇	一一〇・〇一一	平成十九年二月十三日付け埼玉県川越県土整備事務所長第三号で設置した山田橋架換の為の仮橋及び迂回路の撤去である。併せて、道路予定区域の一部を変更する。A及びBは関係図面に表示する敷地の区分である。
旧 B		九・一〇 一八・八〇	二七・二〇	

埼玉県川越県土整備事務所長告示第六十二号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十年十二月十二日から三十日間埼玉県県土整備部道路課

境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年十二月十二日

埼玉県川越県土整備事務所長 大石正孝

路線名	川越所沢線	供用開始の区間	川越市大字今福字山田五七〇番一地先から同市大字今福字風切五四〇番地先まで	供用開始の期日	平成二十年十二月十二日	備考	延長二二〇・〇二メートル
-----	-------	---------	--------------------------------------	---------	-------------	----	--------------

埼玉県川越県土整備事務所長告示第六十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十年十二月十二日から三十日間埼玉県県土整備部道路課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年十二月十二日

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 中新田入間川線
- 三 道路の区域

埼玉県川越県土整備事務所長 大石 正孝

旧新別	区	間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
新	狭山市大字青柳字苗間一五〇番一地先から 同市大字青柳字東馬知屋敷四三六番一地先まで		一〇・〇〇、 四七・八〇	五八・五〇	「柳橋」架け替え工事に伴い、現在の迂回路より完成交差点へ形状の変更をする。
旧			一〇・〇〇、 三七・五〇		

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第六十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十年十二月十二日から三十日間埼玉県県土整備部道路課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年十二月十二日

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 川越日高線
- 三 道路の区域

埼玉県飯能県土整備事務所長 根岸 功

旧新別	区	間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
新	日高市大字栗坪字上河原三番二地先から同市大字高麗本郷字上ノ原二四〇番二地先まで		三二・四〇、 三八・〇〇	七四・二〇	地方道路交付金(改築)整備事業による。 平成十七年一月四日付け埼玉県告示第五号で告示した道路予定区域の一部変更である。
旧			二〇・〇〇、 三六・〇〇		



埼玉県飯能県土整備事務所長告示第六十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十年十二月十二日から三十日間埼玉県県土整備部道路課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年十二月十二日

埼玉県飯能県土整備事務所長 根岸 功

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 川越日高線
- 三 道路の区域

旧新別	区	間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
旧(A)	日高市大字高麗本郷字鹿台一九一三三三	三三三三	一七・二〇	一四八・二〇	地方道路交付金(改築)整備事業による。 (A)及び(B)は関係図面に表示する敷地の区分であり、旧(B)は鹿台橋架替えに伴う仮設橋の廃止である。
新(A)	日向川七番一	地先まで	三三・六〇		
旧(B)	日高市大字高麗本郷字鹿台一九六番九	地先から同市大字台字日向川八番八	四・〇〇	一三三・〇〇	

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第六十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十年十二月十二日から三十日間埼玉県県土整備部道路課

境課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年十二月十二日

埼玉県飯能県土整備事務所長 根岸 功

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	備考
川越日高線	日高市大字栗坪字上河原二四番一地先から同市大字台字日向川五番一地先まで(ただし、関係図面に表示する部分に限る。)	平成二十年十二月十二日	延長四百三十三・二〇メートル

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第六十九号

都市計画法(昭和四十三年法律第百)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十年十二月十二日

埼玉県飯能県土整備事務所長

根岸 功

許可番号

平成十九年八月二十一日

指令飯整第一九〇〇二二〇号

二 検査済証番号

平成二十年十二月八日

飯整第二〇〇〇三一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

入間郡越生町大字上野字新屋敷八五

一番一、八五一番二

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

入間郡越生町大字上野八五一番地三

高野 七郎

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第百六十一号

都市計画法(昭和四十三年法律第百

号)第三十六条第三項の規定により、次

の開発行為に関する工事が完了したの

で、公告する。

平成二十年十二月十二日

埼玉県東松山県土整備事務所長

亀井清司

一 許可番号

平成二十年十一月六日

第二〇〇〇八三〇号

二 検査済証番号

平成二十年十二月四日

第二〇〇〇九五号

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第四十八号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のよ

うに道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十年十二月十二日から三十日間埼玉県東松山県土整備部道路環

三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡鳩山町大字赤沼字逆川七三六

一七二

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

比企郡鳩山町大字赤沼七三六一七

一 齋藤 利奈

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第百六十二号

都市計画法(昭和四十三年法律第百

号)第三十六条第三項の規定により、次

の開発行為に関する工事が完了したの

で、公告する。

平成二十年十二月十二日

埼玉県東松山県土整備事務所長

亀井清司

一 許可番号

平成二十年八月二十一日

第二〇〇〇四八〇号

二 検査済証番号

平成二十年十二月五日

第二〇〇〇九三三

三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡小川町大字青山字谷上一六九

七一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

比企郡小川町大字青山一二三二

杉田 学

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第百六十三号

都市計画法(昭和四十三年法律第百

号)第三十六条第三項の規定により、次

の開発行為に関する工事が完了したの

で、公告する。

平成二十年十二月十二日

埼玉県東松山県土整備事務所長

亀井清司

一 許可番号

平成二十年五月二十二日

第二〇〇〇〇五〇号

二 検査済証番号

平成二十年十二月五日

第二〇〇〇九四号

三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡小川町大字青山字堀北一三〇

一一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

比企郡小川町大字青山字堀北一二九

七一四

恩田 実

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第百六十四号

都市計画法(昭和四十三年法律第百

号)第三十六条第三項の規定により、次

の開発行為に関する工事が完了したの

で、公告する。

平成二十年十二月十二日

埼玉県東松山県土整備事務所長

亀井清司

一 許可番号

平成二十年十一月二十一日

第二〇〇〇八六〇号

二 検査済証番号

平成二十年十二月八日

第二〇〇〇九七号

三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡吉見町大字荒子字赤城裏五九

一一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

比企郡吉見町大字荒子五九〇

小林 修司

境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年十二月十二日

埼玉県秩父県土整備事務所長 須加和隆

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	備考
秩父荒川線	秩父市久那字田中二六四番一地从り同市久那字田中二九一三番三地先まで	平成二十年十二月十二日	平成十九年五月十八日付け埼玉県秩父県土整備事務所告示第十七号で告示した区域の供用開始 延長九七・八〇メートル

埼玉県行田県土整備事務所長告示第五十六号  
 都市計画法(昭和四十三年法律第六号)第二十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十年十二月十二日  
 埼玉県行田県土整備事務所長  
 南沢 郁一郎  
 一 許可番号  
 平成二十年十二月四日  
 指令行整第二〇〇〇〇六一号

二 検査済証番号  
 平成二十年十二月四日第二十七号  
 三 開発区域に含まれる地域の名称  
 北埼玉郡騎西町大字戸室字三番二二三一八  
 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県北埼玉郡騎西町大字外川四四一―二メゾンひまわりA二〇二  
 高橋 功一

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第五十二号  
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
 その関係図面は、平成二十年十二月十二日から三十日間埼玉県県土整備部道路環  
 境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年十二月十二日  
 一 道路の種類 県道  
 二 路線名 蓮田白岡久喜線  
 三 道路の区域

埼玉県杉戸県土整備事務所長 平井 順一

旧新別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル) 長	備 考
旧A	南埼玉郡白岡町大字野牛字南谷一六五番三地从り久喜市大字下早見字大谷一六二五番一地从り	七・三四 二五・六〇	八三四・三〇	平成二十年十月二十一日付け埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第百二十八号で予定された引き継ぎの処理であり、旧Aは国道四百六十八号として引き継ぐ。 (県道上尾久喜線との重複部分は除く。)
新B	南埼玉郡白岡町大字野牛字南谷一六四番二地从り久喜市大字下早見字大谷一六二五番五地先まで	一〇・七五 三二・五〇	九八三・一〇	

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第百五十三号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十年十二月十二日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

- 平成二十年十二月十二日  
埼玉県杉戸県土整備事務所長 平井 順一
- 一 道路の種類 県道
  - 二 路線名 幸手久喜線
  - 三 道路の区域

旧新別	区	間	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル) 長	備	考
旧	久喜市青葉二丁目一番一地从前同市青葉二丁目六番三地从前		一三・三九	九八・六五	交差点整備工事	
新			一八・一一			
			一八・〇九			
			二〇・五三			

埼玉県病院事業告示第三十六号

病院局の各県立3病院で使用する灯油の調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十年十二月十二日

埼玉県病院事業管理者 伊能 齊

1 調達内容

- (1) 購入等件名及び数量  
灯油 JIS 1号 519,300ℓ
- (2) 納入期間  
平成21年2月1日から平成21年3月31日まで
- (3) 納入場所  
ア 埼玉県熊谷市板井1696番地 埼玉県立循環器・呼吸器病センター  
イ 埼玉県北足立郡伊奈町小室818番地 埼玉県立がんセンター  
ウ 埼玉県北足立郡伊奈町小室818番地2 埼玉県立精神医療センター
- (4) 入札方法  
落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者

は、消費税及び地方消費税額に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 物品の買入れ等の契約に係る暴力団排除措置要領(平成19年3月27日付出版物第1153号)に基づく指名除外措置を受けていない者であること。
- (3) 物品買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示(平成18年埼玉県告示第1543号)に基づき、「物品の販売」のA又はB等級に格付けされた者であること。
- (4) 物品の買入れ等に係る指名停止措置要領(平成8年6月13日付け出版物第180号)に基づく指名停止期間中でない者であること。
- (5) 過去2年間に国(公団を含む。)又は地方公共団体と、今回競争入札に付する物品等の納入実績を有すること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先  
〒330-0074 埼玉県さいたま市浦和区北浦和5-6-5 埼玉県病院局経営管

- 理課 医事・共同購入担当 中井茂 電話048-822-1748 (直通)
- (2) 入札説明書及び仕様書の入手方法  
 ア 「埼玉県電子入札共同システム」からダウンロードして入手すること。ただし、ダウンロードできない場合は、上記問い合わせ先まで連絡すること。  
 イ 入手手順  
 (ア) 埼玉県ホームページ (<http://www.pref.saitama.lg.jp/>) を開く  
 (イ) 電子サービス窓口の「入札・調達」を選択する。  
 (ウ) 埼玉県電子入札総合案内(工事・物品)メニュー内の「3：システム入り口」を選択する。  
 (エ) 「入札情報公開システム」を選択する。  
 (オ) 調達機関名は「埼玉県」、部局名は「病院局」、課所名は「経営管理課」を選択する。  
 (カ) 「物品等」を選択する。  
 (キ) 「発注情報の検索」を選択する。  
 (ク) 検索ボタンをクリックする。  
 (ケ) 本入札案件を選択する。
- (3) 入札説明会の場所及び日時  
 埼玉県病院局経営管理課 平成20年12月19日(金) 午前11時00分
- (4) 入札・開札の場所及び日時  
 入札の場所及び日時  
 埼玉県病院局経営管理課 平成21年1月22日(木) 午前11時00分  
 開札の場所及び日時  
 埼玉県病院局経営管理課 平成21年1月22日(木) 午前11時15分
- (5) 郵便による場合の入札書のあて先及び受領期限  
 〒330-0074 埼玉県さいたま市浦和区北浦和 5-6-5  
 埼玉県病院局経営管理課 医事・共同購入担当  
 平成21年1月21日(水) 午後5時(必着)
- 4 その他  
 (1) 契約手続において使用する言語及び通貨  
 日本語及び日本国通貨  
 (2) 入札保証金及び契約保証金  
 ア 入札保証金

- 入札者は、見積もった金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県病院事業財務規程(平成14年埼玉県病院事業管理規程第4号。以下「財務規程」という。)第134条第2項の規定に該当する場合は、免除する。
- イ 契約保証金  
 契約の相手方は、契約単価に予定数量を乗じた金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規程第118条第2項の規定に該当する場合は、免除する。
- (3) 入札者に要求される事項  
 ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した必要な書類を所定の日時までに提出し、競争入札参加資格の認定を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。  
 イ 入札者は、入札書を入札書の受領期限までに提出しなければならない。  
 (4) 入札の無効  
 次に掲げる入札書は、無効とする。  
 ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書  
 イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書  
 ウ 財務規程第139条各号の規定に該当する入札書  
 (5) 契約書作成の概要  
 (6) 落札者の決定方法  
 財務規程第136条に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもつて有効な入札を行った入札者を落札者とする。  
 (7) 手続における交渉の有無  
 無  
 (8) その他詳細は、入札説明書による。
- 5 Summary  
 (1) Nature and quantity of the products to be purchased : Kerosine JIS (No.1) 519, 300 ℓ  
 (2) Time-limit for tender : 11 : 00 a.m. 22, January, 2009. (bidding by registered mail must be received by 5 : 00 p.m. 21, January, 2009)



(3) Contact Information : Hospital Management Division, Prefectural Hospitals Bureau, Saitama Prefectural Government, Kitaurawa 5-6-5, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitamaken 330-0074 Japan, Telephone : 048-822-1748

埼玉県教委告示第四十六号  
 埼玉県教育委員会定例会を次のとおり  
 平成二十年十一月十二日

招集年月日

埼玉県監査委員告示第16号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第7項の規定により執行した監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成20年12月12日

埼玉県監査委員 春日敏彦  
 埼玉県監査委員 米田正巳  
 埼玉県監査委員 樋口邦利  
 埼玉県監査委員 小島信昭

監査の結果

1 監査の概要

(1) 監査の対象団体及び監査実施時期

埼玉県が補助金、負担金、貸付金、損失補償、利子補給その他の財政的援助を与えている団体、資本金等の4分の1以上を出資している団体、公の施設の指定管理業務を委託している団体について監査を実施するもので、このうち10団体について、平成20年6月から平成20年10月までの間に実施した。

(2) 監査の対象事項

- ア 平成19年度の出資団体における出納その他の事務
- イ 平成19年度に埼玉県が委託した公の施設の指定管理業務に係る出納その他の事務

埼玉県教育委員会委員長 高橋史朗  
 埼玉県教育局教育委員会室 三 議題  
 一 日時 平成二十年十二月十八日 午前十時  
 二 場所 さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号  
 三 議題  
 イ 教職員の人事について  
 ロ その他

2 監査の結果及び意見

監査対象団体別の監査の結果及び意見は、次のとおりである。また、指摘事項及び注意事項以外の軽微な不当事項等については、監査対象団体及び所管部局にその都度注意した。

- ・指摘事項は、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務の執行が、違法又は不当であると認められるものうち、総合的に勘案して重大であると認められるもの。
- ・注意事項は、違法又は不当であると認められるものうち、指摘事項及び軽微な事項に該当しないと認められるもの。

団体別監査結果

監査対象団体	財団法人 埼玉県芸術文化振興財団
所管部局	県民生活部(文化振興課)
監査実施日	職員調査 平成20年6月17日 埼玉県芸術文化振興財団 平成20年6月18日 埼玉会館 平成20年6月20日 埼玉県熊谷会館
委員監査	平成20年7月15日 埼玉県芸術文化振興財団(書面) 平成20年7月15日 埼玉県熊谷会館(書面) 平成20年7月16日 埼玉会館(書面)
財政的援助等の内容	1 出資金 県の出資 100,000,000円

監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。
財政的援助等の内容	2 補助金 文化芸術特別企画助成事業費補助金 109,235,277円 3 公の施設の管理委託 彩の国さいたま芸術劇場(指定管理) 925,520,789円 埼玉会館(指定管理) 231,868,000円 埼玉県熊谷会館(指定管理) 103,275,000円
監査の実施日	職員調査 平成20年7月23日 委員監査 平成20年10月3日
所管部署	県民生活部(国際課)
監査対象団体	財団法人 埼玉国際交流協会

監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。
財政的援助等の内容	1 出資金 県の出資 200,000,000円 団体の基本財産 328,164,000円 県の出資割合 60.95% 2 補助金 (1) 埼玉県国際交流協会運営費補助金 8,346,000円 (2) 国際協力県民プラザ運営費補助金 5,159,907円
監査の実施日	職員調査 平成20年7月23日 委員監査 平成20年10月3日
所管部署	県民生活部(国際課)
監査対象団体	財団法人 埼玉国際交流協会

監査の実施日	職員調査 平成20年7月30日 委員監査 平成20年9月4日(書面)
所管部署	企画財政部(交通政策課)
監査対象団体	埼玉新都市交通 株式会社
財政的援助等の内容	出資金 県の出資 700,000,000円 団体の基本財産 2,000,000,000円 県の出資割合 35%

監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。
-------	---------------------

監査対象団体	財団法人 いきいき埼玉
所管部署	県民生活部(NPO活動推進課)
監査の実施日	職員調査 平成20年7月25日 委員監査 平成20年8月29日(書面)

財政的援助等の内容	1 出資金 県の出資 50,000,000円 団体の基本財産 82,000,000円 県の出資割合 60.98% 2 補助金 (1) 高齢者活動支援事業費補助金 142,665,047円 (2) 彩の国いきがい大学事業費補助金 12,479,122円 (3) 彩の国プラチナフェスティバル開催費等補助金 1,463,308円 (4) シルバー人材センター連合事業費補助金 12,077,000円 (5) 高齢者事業団育成事業費補助金 460,000円 3 公の施設の管理委託 埼玉県県民活動総合センター(指定管理) 383,091,719円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	社会福祉法人 埼玉県社会福祉事業団
所管部署	福祉部(社会福祉課)
監査の実施日	職員調査 平成20年7月10日 埼玉県社会福祉事業団 平成20年7月14日 児童養護施設上里学園 平成20年7月16日 児童養護施設いわつき 委員監査 平成20年7月29日 児童養護施設いわつき(書面) 平成20年9月9日 埼玉県社会福祉事業団(書面) 平成20年9月25日 児童養護施設上里学園

財政的援助等の内容	1 出資金 県の出資 団体の基本財産 県の出資割合
2 補助金 県立社会福祉施設移管施設改修費補助事業補助金	10,000,000円 10,000,000円 100%
3 公の施設の管理委託 埼玉県立児童養護施設上里学園 (指定管理)	432,412,000円 埼玉県立児童養護施設おお里 (指定管理) 381,099,000円 埼玉県立児童養護施設いわつき (指定管理) 338,475,000円 埼玉県立嵐山郷 (指定管理) 1,279,754,000円 埼玉県障害者交流センター (指定管理) 401,988,000円 埼玉県立皆光園障害者歯科診療所 (指定管理) 55,378,000円 埼玉県立そうか光生園障害者歯科診療所 (指定管理) 46,564,000円 埼玉県立あさか向陽園障害者歯科診療所 (指定管理) 38,398,000円
監査の結果	<p>注意事項</p> <p>【児童養護施設いわつき】</p> <p>1 児童棟物干場整備工事 (2,100千円) 及び児童棟倉庫棚設置工事 (1,068千円) を、平成19年12月25日に、同一工期で同一業者と随意契約している。</p> <p>さらに、児童棟家具設置工事 (7,642千円) を、平成20年1月10日に、この業者と随意契約していた。これらの改修工事は、当初予算で計画されていたものであり、一括して競争入札を実施すべきであった。</p> <p>2 また、事業団の会計規程に反して、特段の事由がないにもかかわらず、児童棟物干場整備工事及び児童棟家具設置工事を、2者以上の相手方からの見積書を徴取せず、1者による随意契約により実施したことは適切でなかった。</p>
所管部局への見	基本協定書では、原則として100万円以上の指定管理施設の修繕は県が、100万円未満の修繕は指定管理者が負担することとさ

れている。

県立児童養護施設「いわつき」では、平成19年度に、合計23件、16,625千円の工事を指定管理者の費用負担で実施した。また、「上里学園」では、幼児棟の改修に向けた設計業務 (719,250円) を委託し、20年度には改修工事 (11,865千円) を実施した。県立児童養護施設は、老朽化が進んでいることから、今後さらに大きな改修費用の負担が予想され、事業団運営に影響を与えることが懸念される。

児童養護施設は、保護者のない児童や被虐待児童などを入所させ、これを養護し、自立援助を行うことを目的とする施設であって、指定管理者が自ら収益事業を行い、その収益を維持管理経費に充てることを目的とした施設ではない。

県は、施設や設備等について、高額の修繕・更新のみでなく100万円以下のものであっても、必要に応じて負担すべきである。

監査対象団体	財団法人 埼玉県公園緑地協会
所管部局	都市整備部 (公園課)
監査実施日	職員調査 平成20年6月23日 埼玉県公園緑地協会 平成20年6月25日 上尾運動公園 平成20年6月26日 しらこぼと公園 平成20年6月30日 川越公園 平成20年7月2日 加須はなさき公園 平成20年7月4日 熊谷スポーツ文化公園
委員監査	平成20年7月15日 埼玉県公園緑地協会 (書面) 平成20年7月15日 上尾運動公園 (書面) 平成20年7月29日 加須はなさき公園 (書面) 平成20年8月4日 しらこぼと公園 (書面) 平成20年9月26日 熊谷スポーツ文化公園 平成20年10月3日 川越公園
財政的援助等の内容	1 出資金 県の出資 団体の基本財産 県の出資割合 48,900,000円 97,800,000円 50%
2 公の施設の管理委託	

監査の結果	<p>埼玉スタジアム2002公園 (指定管理) 299,576,948円                  上尾運動公園 (指定管理) 227,790,000円                  しらかばと公園 (指定管理) 27,907,000円                  みさと公園 (指定管理) 27,302,000円                  吉川公園 (指定管理) 19,442,000円                  川越公園 (指定管理) 85,128,000円                  加須はなさき公園 (指定管理) 136,519,000円                  こども動物自然公園 (指定管理) 478,141,000円                  羽生水郷公園 (指定管理) 159,539,000円                  所沢航空記念公園 (指定管理) 395,462,000円                  熊谷スポーツ文化公園 (指定管理) 587,643,000円                  戸田公園 (指定管理) 59,037,000円                  秋ヶ瀬公園 (指定管理) 86,048,000円                  秩父ミュージアムパーク (指定管理) 224,127,000円                  県民健康福祉村 (指定管理) 157,189,000円</p>
指摘事項、注意事項は認められなかった。	
所管部局への意見	<p>基本協定書において、県は、指定管理者と協議して公の施設の管理目標を設定することとなっている。設定の方法は、公園を管轄する県土整備事務所に委ねられており、各公園が作成した利用人員数等の目標をもとに協議が行われている。                  熊谷スポーツ文化公園では、機械的に前年度の目標値に一定率を乗じたため、前年度の実績と著しくかけ離れた目標値が、2年続けて低く設定されていた。                  また、県の主務課は、各県土整備事務所の目標値設定の考え方を把握しておらず、水上公園のように同種の公園でも、それぞれに目標設定の考え方が一貫していない状況であった。                  県は、目標設定にあたっては、前年度の実績や事業計画等施設の管理運営の実態を適確に把握し、公の施設のサービス向上に結びつくような適切な目標を設定して、指定管理者に示す必要がある。</p>

監査対象団体	株式会社 さいたまリバーフロンティア
所管部局	企業局 (地域整備課)
監査実施日	職員調査 平成20年8月6日 委員監査 平成20年9月26日

財政的援助等の内容	<p>出資金                  県の出資                  団体の基本財産                  県の出資割合</p>	<p>58,000,000円                  130,000,000円                  44.62%</p>
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。	

監査対象団体	社会福祉法人 埼玉県グリーンパーポホーム	
所管部局	福祉部 (障害者福祉課)	
監査実施日	職員調査 平成20年8月5日 委員監査 平成20年8月19日 (書面)	
財政的援助等の内容	公の施設の管理委託 埼玉県立熊谷点字図書館 (指定管理)	42,400,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。	

監査対象団体	名栗ファールパートナーズ	
所管部局	教育局 (生涯学習文化財課)	
監査実施日	職員調査 平成20年7月18日 委員監査 平成20年9月24日	
財政的援助等の内容	公の施設の管理委託 埼玉県立名栗げんきプラザ (指定管理)	84,154,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。	

監査対象団体	松伏町	
所管部局	都市整備部 (公園課)	
監査実施日	職員調査 平成20年7月8日 委員監査 平成20年7月28日 (書面)	
財政的援助等の内容	公の施設の管理委託 まっぶし緑の丘公園 (指定管理)	17,450,000円

監査の結果	<p>注意事項</p> <p>1 公園清掃(1,960千円)及び管理センター夜間窓口業務(988千円)について、契約の目的が高齢者の生きがいであるため、「契約の性質又は目的が入札に適しない」という理由で、松伏町高齢者事業団に随意契約で委託していた。</p> <p>また、自走式乗用芝刈り機(3,932千円)を取り扱う業者が近隣に2者しかいないため、「入札に付することが不利」という理由で、随意契約で購入していた。</p> <p>いずれの事例も、地方自治法や町契約規則により随意契約でできる条件を満たしておらず、競争入札により契約の相手方を決</p>
-------	--

<p>定すべきであった。</p> <p>2 次のような契約の手続きは、町の契約規則に反し、適切ではなかった。</p> <p>(1) 管理センター機械警備委託(441千円)及びパソコンソフト作成業務委託(478千円)を1者による随意契約で委託していた。契約規則に従い、2者以上の相手方から見積書を徴取する必要があった。</p> <p>(2) 入札保証金ないし契約保証金の減免は、契約規則に定める事由がある場合に限られるが、契約規則に定める事由の有無を確認せずに、すべての入札、契約で保証金を免除していた。</p>
---

埼玉県監査委員告示第17号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定に基づき、埼玉県知事から監査の結果により措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成20年12月12日

埼玉県監査委員 春日敏彦  
 埼玉県監査委員 米田正巳  
 埼玉県監査委員 樋口邦利  
 埼玉県監査委員 小島信昭

1 団体別の措置状況

監査対象団体 所管部署 局	監査結果の公表年月日 (県報の号数)	監査の結果	講じた措置
社会福祉法人 恩賜財団済生会支部 埼玉県済生会(彩光苑)	平成20年6月27日 (第1991号)	団体への注意事項 軽費老人ホーム事務費補助金について、補助対象となる入所者数を誤って把握していた。また、施設機能強化推進費加算について、事業の実支出額が申請額を下回ったが、県への報告を怠り、補助金が過大に交付されていた。	軽費老人ホーム事務費補助金について、補助対象となる入所者数の誤りを把握し、498,420円が過大交付であることを確認した。過大交付となっていた498,420円については、平成20年7月、埼玉県に返還した。
社会福祉法人 寛友会	平成20年6月27日 (第1991号)	団体への注意事項 軽費老人ホーム事務費補助金に係る民間施設給与等改善費加算について、職員の勤続年数の算定を誤っていた。そのため、補助金が過大に交付されていた。	軽費老人ホーム事務費補助金に係る民間施設給与等改善費加算について、職員の勤続年数の算定誤りを把握し、693,744円が過大交付であることを確認した。過大交付となっていた693,744円については、平成20年7月、埼玉県



社会福祉法人 雄飛	平成20年6月27日 (第1991号)	団体への注意事項 軽費老人ホーム事務費補助金に係る民間施設給与等改善費加算について、職員の勤続年数の算定を誤っていた。そのため、補助金が過大に交付されていた。	軽費老人ホーム事務費補助金に係る民間施設給与等改善費加算について、職員の勤続年数の算定誤りを把握し、691,904円が過大交付であることを確認した。過大交付となっていた691,904円については、平成20年7月、埼玉県に返還した。
社会福祉法人 大瑠璃会	平成20年6月27日 (第1991号)	団体への注意事項 軽費老人ホーム事務費補助金について、補助対象となる入所者数を誤って把握していたため、補助金が過大に交付されていた。	軽費老人ホーム事務費補助金について、補助対象となる入所者数の誤りを把握し、304,880円が過大交付であることを確認した。過大交付となっていた304,880円については、平成20年7月、埼玉県に返還した。
社会福祉法人 みよしの会	平成20年6月27日 (第1991号)	団体への注意事項 特別養護老人ホーム等整備促進事業費県費補助金の設備整備費補助金について、補助対象外であるデイサービス施設分の設備整備及び紙おむつ購入の経費が含まれていた。そのため、補助金が過大に交付されていた。	特別養護老人ホーム等整備促進事業費県費補助金の設備整備費補助金について、補助対象外であるデイサービス施設分の設備整備及び紙おむつ購入の経費1,293,000円が過大交付であることを確認した。過大交付となっていた1,293,000円については、平成20年9月、埼玉県に返還した。
社会福祉法人 秋桜園	平成20年6月27日 (第1991号)	団体への注意事項 軽費老人ホーム事務費補助金に係る施設機能強化推進費加算について、事業の実支出額が申請額を下回っていたにもかかわらず県への報告を怠っていた。そのため、補助金が過大に交付されていた。	軽費老人ホーム事務費補助金のうち、施設機能強化推進費加算について、事業の実支出額が申請額を下回っていたが県への報告を怠っていたことを把握し、30,310円が過大交付であることを確認した。過大交付となっていた30,310円については、平成20年7月、埼玉県に返還した。
社会福祉法人 彩光会	平成20年6月27日 (第1991号)	団体への注意事項 軽費老人ホーム事務費補助金に係る施設機能強化推進費加算について、事業の実支出額が申請額を下回っていたにもかかわらず県への報告を怠っていた。そのため、補助金が過大に交付されていた。	軽費老人ホーム事務費補助金のうち、施設機能強化推進費加算について、事業の実支出額が申請額を下回っていたが県への報告を怠っていたことを把握し、3,318円が過大交付であることを確認した。過大交付となっていた3,318円については、平成20年7月、埼玉県に返還した。
社会福祉法人 至福の会	平成20年6月27日 (第1991号)	団体への注意事項 軽費老人ホーム事務費補助金について、補助対象となる入所者数を誤って把握していたため、補助金が過大に交付されていた。	軽費老人ホーム事務費補助金について、補助対象となる入所者数の誤りを把握し、246,381円が過大交付であることを確認した。過大交付となっていた246,381円については、平成20年7月、埼玉県に返還した。

医療法人 秀峰会	平成20年6月27日 (第1991号)	<p>団体への注意事項</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 国の配置基準を上回る職員配置でないにもかかわらず、精神障害者社会復帰施設等運営費補助金の指導員加算を申請していた。</li> <li>2 同一建物内に所在する精神障害者社会復帰施設と地域生活支援センターの共通経費について、合理的な基準に基づき、それぞれの施設に配分し負担すべきである。ところが、法人では全額を精神障害者社会復帰施設に配分していた。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 平成18年4月まで遡及し、指導員加算を取りやめ、通常の職員配置基準に訂正した。</li> <li>2 平成18年4月まで遡及し、固定資産税評価額などに基づき、合理的な経費の配分を行った。</li> </ol>
医療法人 川越同仁会	平成20年6月27日 (第1991号)	<p>団体への注意事項</p> <p>精神障害者社会復帰施設等運営費補助金の民間施設給与等改善費加算について、職員の勤続年数の算出を誤ったため、補助金が過大に交付されていた。</p>	<p>精神障害者社会復帰施設等運営費補助金の民間施設給与等改善費加算について、職員の勤続年数の再計算を行い、過大交付となっていた99,000円については、平成20年1月、埼玉県に返還した。</p>

2 部局の措置状況

対象部局	監査結果の公表年月日 (県報の号数)	監査の結果	講じた措置
福祉部	平成20年6月27日 (第1991号)	<p>部局への注意</p> <p>県は、下記補助金の審査について、必要に応じ証拠書類等の提出を求めるなど、厳正・適切に実施していただく。</p> <p>国の通達、規則及び要綱等の規程を遵守し、補助金事務の適正化を図る必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・軽費老人ホーム事務費補助金</li> <li>・精神障害者社会復帰施設等運営費補助金</li> <li>・特別養護老人ホーム等整備促進事業費県費補助金</li> </ul>	<p>今後、同様の事案が生じることがないよう、平成19年度の実績報告書から、報告書の添付資料に職員数及び入所者数が確認出来る書類を追加し、適正な補助金の審査を実施した。あわせて各施設等に対し、要綱等の規程遵守について指導を徹底した。</p>
福祉部	平成20年6月27日 (第1991号)	<p>部局への注意</p> <p>軽費老人ホーム事務費補助金の交付額の算定基礎となる事務費本人負担額の取扱いについて、国の通知とは異なる対応をしている法人が見られた。</p> <p>県は、事務処理の基本となる国等の通知の周知徹底を図るとともに、定期的に事務研修会を開催するなど、法人に対し適正な指導監督を行う必要がある。</p>	<p>平成20年6月に軽費老人ホームの施設長を対象とした補助金の取り扱いについての研修会を行った。事務費本人負担額の費用徴収階層の変更時期を7月に統一するよう通知するとともに、国等の通知を周知し法人に対しての指導を徹底した。</p>

埼玉県監査委員告示第18号

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき監査を執行したので、同条第9項の規定に基づき監査の結果に関する報告を次のとおり公表する。

平成20年12月12日

埼玉県監査委員 春日敏彦  
 埼玉県監査委員 米田正巳  
 埼玉県監査委員 樋口邦利  
 埼玉県監査委員 小島信昭

1 監査結果

(1) 監査の対象事務

平成19年度・平成20年度における財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及びその他の事務の執行

(2) 監査の対象機関 8機関

所管部署	監 査 対 象 機 関
総 務 部	川越県税事務所
危機管理防 災 部	消防学校
保健医療部	児玉福祉保健総合センター
産業労働部	彩の国ビジュアルプラザ
農 林 部	農村整備計画センター
県土整備部	本庄県土整備事務所
教 育 局	上尾橋高校
警 察 本 部	本庄警察署

(3) 監査実施日

平成20年10月22日～平成20年10月31日

(4) 監査の実施方針

事務の執行について、正確性、合規性はもとより、最少の経費で最大の効果を

を挙げているかという経済性、効率性及び有効性の観点から検証した。

(5) 監査の結果

監査において注意事項として認められたものは、次のとおりであった。

注意事項

事務事業の執行等が次の各号のいずれかに該当すると認められるもの。  
 ア 事務事業の執行等に誤りがあったため、当該事務の是正や今後の改善が必要と認められるもの。  
 イ 事務事業の執行等において、その効果が不十分なため一層の改善、工夫が必要と認められるもの。

機関・職制名	監 査 の 結 果
県土整備部 備事務所	平成19年度に、本庄市及び独立行政法人都市再生機構と協定を締結し、以下の工事費負担金を収納した。 債権管理簿で管理すべきところ、誤って公金振替整理簿に記載して管理していた。 適正な債権管理が行えるよう、債権管理者のチェック体制を改める必要がある。 1 県道本庄妻沼線滝瀬橋の橋りょう架換工事に伴う下水道管添架工事の本庄市負担金 197,786円 2 県道本庄妻沼線滝瀬橋の橋りょう架換工事に伴う水道管添架工事の本庄市負担金 253,714円 3 本庄早稲田駅周辺地区における土地区画整理事業に係る橋りょう工事の都市再生機構受託費 45,307,500円 4 本庄早稲田駅周辺地区における土地区画整理事業に係る河川改修工事の都市再生機構受託費 23,940,000円

埼玉県監査委員告示第19号

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第199条第12項の規定に基づき、埼玉県知事から監査の結果により措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。  
平成20年12月12日

埼玉県監査委員 春日敏彦  
埼玉県監査委員 米田正巳  
埼玉県監査委員 樋口邦利  
埼玉県監査委員 小島信昭

1 監査の結果「指摘」とした事項

対 象 機 関	監査結果の公表年月日 (県報の号数)	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
環境部 水環境課	平成19年10月5日 (第1916号)	<p>浄化槽法では、し尿及び雑排水の適正な処理を図り、公共用水域の水質を保全するために、浄化槽の設置者に対し保守点検、清掃及び検査を義務づけている。このうち検査の実施率は、法第7条に基づく設置時検査が全国平均84.0%のところ本県は30.9%、法第11条に基づく定期検査が全国平均20.2%のところ本県は3.6%と、いずれも全国最低水準の状態が長年にわたり続いている。</p> <p>近隣の栃木県や群馬県では、浄化槽法に基づく指導業務の権限を市町村に委譲していることや、設置届出時に設置者から検査依頼書や誓約書を提出させることにより、法第7条検査の実施率100%、11条検査も高実施率を達成している。</p> <p>本県は検査未実施の浄化槽管理者に対する検査申込書の直接送付や、浄化槽管理者講習会の実施などさまざまな対策を取ってきたが、受検率向上のためには有効な対策となっていなかった。</p>	<p>平成20年7月から、法第7条に基づく設置時検査について、民間を含め、建築確認申請窓口等での受検指導を徹底させるとともに、指定検査機関と協力し、未受検者への文書指導、及び法第11条を含めた立入による直接指導を強化している。</p> <p>さらに、平成21年1月から、新たに、浄化槽設置時に行う浄化槽設置届又は建築確認申請において、検査依頼書を提出させることとした。これにより、法第7条検査の受検率の大幅な向上が見込みである。</p> <p>浄化槽保守点検業者及び清掃業者による、法第11条未受検者等に対する受検申込みの奨励と手続代行を促進することとした。</p> <p>なお、市町村への権限移譲を働きかけ、平成20年度は新たに9市町村に移譲した。</p>

2 監査の結果「意見」とした事項

対象機関	監査結果の公表年月日(県報の号数)	監査の結果	講じた措置
産業労働部 企業誘致・経営文 援課	平成19年10月5日(第1916号)	経営革新計画承認企業に義務づけられている、実施状況報告書の提出率が、平成18年度分は58.3%、204社という状況にある。 また、フォローアップのために、希望者に対して中小企業診断士等の専門家を派遣することとしているが、この派遣件数は年間20件弱にすぎない。 承認企業における経営革新計画の進捗状況の把握を十分に行うとともに、専門家派遣については廃止も含め検討する必要がある。	平成19年度の実施状況報告書の提出率は、最終的に62.3%まで改善したものの、さらに、フォローアップの強化を図るため、今年度から総合的な対応策を実施した。 新事務処理要領のもと、原則として対象先の全回収を目標として取り組み、第1回目(決算期:平成20年1~3月分)の提出率は、9月末時点で86.5%という状況になり、未提出先については、引き続き粘り強く交渉している。 専門家派遣は、埼玉県中小企業振興公社とも連携を深め、希望先には基本的に全て対応することとした。企業側のニーズが高いこともあり、9月末時点で既に20の企業に対し、22回の専門家派遣を実施した。さらに、職員によるフォローアップ訪問を積極化し、9月末時点で184回実施した。 以上のほか、本課及び各地域振興センターが、各所管地域の特性等を踏まえた独自のフォローアップ策を実施し、今後も承認企業の実質的なフォローアップの強化を図ることにより、経営革新計画の着実な実行を支援していく。

正 誤

越谷県土整備事務所長告示第八号(平成二十年三月十四日第九百六十一号)  
 誤 県道惣新田幸手線の供用の開始  
 正 越谷県土整備事務所長告示第八号(平成二十年三月十四日第九百六十一号)  
 誤 県道惣新田春日部線の供用の開始  
 正 中訂正  
 誤 ページ 表中  
 一 三二 路線名

物新田幸手線  
 正  
 物新田春日部線

目次中訂正  
 ページ 段 行  
 一 三二 二十五

発行日	毎週 火曜日・金曜日	購読料金	一年四万三千四百円 (郵便料金を含む)	発行者	埼玉県 さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号 〇四八―八二四―二二二―二二二(代表)	県 埼玉県審判ホームページ http://www.pref.saitama.lg.jp/A01 /BA00/kenpouhome/fr_top.htm	印刷所	関東図書株式会社 さいたま市南区別所三―一―一〇 〇四八―八六二―二九〇―二代表
-----	---------------	------	------------------------	-----	--	--	-----	--